

平成20年3月25日

成果報告書

実施 市区町村 名	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
代表市区 町 村長名	中村 詔二郎
事業名称	介護サービスの適切な提供に向けたネットワークシステムの構築
契約額	35,995,178 円
事業実施 概要	本地域 ICT 利活用モデル事業のコンセプトを示した上で、平成 19 年度に本町が実施した内容を簡略に記載する。平成 19 年度のモデル事業では、モデルシステムの開発、モデルシステムの検証、モデルシステムの評価、モデル事業の評価を実施した。 1. 介護ネットワークシステムのコンセプト 1. 1. 検討の背景 介護保険は、主に市町村が事業主体（保険者）となり、地域の介護サービスの需給量を見通し、計画を立て、それに応じた保険料負担を設定する。 本町では保険者として、保険料を負担する要介護者に対しての説明責任の観点から、適切な介護サービスを提供するためには、地域で提供されている介護サービスの現状を継続的にモニタリングし、適宜調整、見直しを図ることが必要と認識している。 特に本町のような小規模な自治体では、多様化している介護サービスの供給そのものに対応できない場合もあり、必要な人に必要なサービスを供給できているかを常に把握し、保険者と介護事業者が一体となって「地域の要介護者が安心して利用できる」介護サービスを支援していく必要がある。 しかし、本町が介護保険の責任者として要介護者に適切なサービス提供を行うには、以下に示す 3 つの課題がある。（別紙補足資料①「現状の介護サービスの概要」を参照） （１）保険者（本町）による地域全体での居宅介護サービスの状況把握 本町では、居宅介護支援事業者からの計画書の提出はほとんどなく（計画書は本町には全体の 1%程しか提出されていない）、介護サービスがどのように計画され、適切に提供されているかの評価・チェックができていない。 居宅介護サービス供給状態がチェックできないままでは、地域で暮らす要介護者に適切なサービスが提供できているかどうかの判断や、今後どのようなサービス整備が必要かの検討など、事業運営の責任を担う保険者としての役割を十分に果たせない。 （２）要介護者や家族による居宅介護サービスの状況把握 居宅介護支援事業者から要介護者への計画書の提示はあるものの、実際には具体的な説明はほとんどない場合などがあり、介護の専門家ではない要介護者や家族にとっては、提供される介護サービスが適切であるかの判断は困難である。 また、例えば要介護状態に変化があっても、適切なサービスへの組み換えなどを実施せず、毎月同じ提供票によりサービスを実施する等のおざなりな対応があったとしても、それを把握することも、第 3 者に相談することもなかなか難しい状況である。 （３）介護事業者間のスムーズな情報連携 介護事業者（居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護サービス事業者）間で受け渡す計画書、提供票は、各介護事業者の介護ソフトを用いて、電子的に作成されている。しかしながら、介護事業者間の情報伝達は、いったん紙に印刷し、その紙を手渡しまたは FAX 等を用いて行われており、事務処理としては非効率な運用となっている。

1. 2. 課題解決の方向性

本町における上記の課題の解決に向けて、本モデル事業では「介護ネットワークシステム」を検討・構築・効果の検証を行った。

(別紙補足資料②「現状の問題点と解決の方向性」を参照)

(別紙補足資料③「介護ネットワークシステム概念図」を参照)

介護ネットワークシステムにより、保険者は共有サーバに蓄積された介護情報(計画書・提供票)を取得できる。さらに、現在も国保連合会から提供されている給付情報や元々保険者が保有している利用者の認定情報(アセスメント情報や主治医意見書等)と合わせて、要介護者の情報を一元管理することが可能となり、介護事業における施策の検討・立案の根拠データとして活用することができる。また、取得した介護情報をサービスの利用者である要介護者に提供することが可能となる。

要介護者及び家族は、保険者から要介護者自身の介護サービス情報の提供を受けることができる。これにより要介護者自身及び保険者が介護事業者のサービスをモニタリングすることで透明性の高いサービスを楽しむことができるようになる。

一方、介護事業者は、現在紙帳票で行っているために、作業負担が高くなっている仕分けなどの各種事務作業を効率化できると共に、介護情報を電子データで蓄積することで、自事業所の営業範囲における要介護者の状況を把握し、事業計画等に活用できる。

2. モデルシステムの開発

平成 19 年度では、3 カ年計画の初年度として、基礎となる情報基盤の整備という位置付けでモデルシステムの構築を行った。なお、開発にあたっては将来的な和歌山県下の他市町村での活用も視野に入れた検討を行っている。

(別添補足資料④「平成 19 年度 モデルシステム概念図」を参照)

開発したモデルシステムの概要については、「システム設計書」に示す。

3. モデルシステムの検証

開発したモデルシステムを実際に介護事業者にもモデル運用を実施して頂き、モデルシステムの実用性や実運用に向けた課題の検討を行った。モデルシステムの検証に関しては、介護事業者の現状業務調査を実施し、モデルシステムのモデル運用時と業務時間等を比較することで検証を行った。

3. 1. 介護事業者の現状業務調査

居宅介護支援業務、介護サービス業務において発生する帳票量と業務時間をアンケート・ヒアリングにより調査した。(「計画書の連携」、「提供票の連携」業務について調査)

調査により、紙帳票の印刷や配布先別に仕分けを行う作業に大きな業務負担が発生していることを確認した。

3. 2. モデルシステムのモデル運用

上記現状業務調査で調査した「計画書の連携」、「提供票の連携」業務をモデルシステムを用いて実施し、作業時間等の計測、意見の収集を実施した。現状の業務との比較を別紙補足資料に業務フローを用いて示す。

(別添補足資料⑤「計画書の連携業務」を参照)

(別添補足資料⑥「提供票の連携業務」を参照)

モデル運用時におけるネットワーク環境、セキュリティ対策に関して以下に示す。

(1) ネットワーク環境

モデル運用に協力頂いた介護事業所の現状のインターネット接続の環境を調査した結果、ISDN(64kbps)でのダイヤルアップ接続の環境であった。そのため、モデル運用の実施は、①協力事業所の環境(ISDN)と②本町役場での高速回線(ADSL)を利用した環境で実施した。

(2) セキュリティ対策

個人情報(被保険者番号、氏名、住所)を完全に削除したサンプルの XML データを用いて運用を行った。なお、通信字は SSL を用いて暗号化した通信を行った。

目標の達成状況	4. モデルシステムの評価 4. 1. 保険者の評価 モデルシステムを用いることで、上記の検討の背景で述べた保険者の課題の解決につながるかの「課題解決の視点」と業務上有効な機能となっているかの「システム機能の視点」で評価を行った。 (1) 課題解決の視点での評価 モデルシステムの活用により「地域の要介護者に適切な介護サービスの提供」に向けた本町の課題である「保険者（本町）による地域全体での居宅介護サービスの状況把握」を解決できるかを評価を実施した。評価にあたり、現状保険者が保有している情報とモデルシステムで新たに把握できる情報を比較した。 （別添補足資料⑦ 「保険者が保有する介護情報の比較」） 評価の結果、モデルシステムを用いることで、保険者が元々保有している「認定情報」、「給付実績」、「介護保険利用者へのアンケート等」に加え、モデルシステムを利用することで、「計画書」、「提供票（予定）」、「提供票（実績）」を把握することができ、要介護者に提供している介護サービスの一連の状況を確認することが可能となり、課題解決に向けた要素を持っていると評価することができる。 (2) システム機能の有効性の評価 モデルシステムに蓄積された介護情報（計画書・提供票）を取得することで、本町が抱える課題を解決する要素を持っていることを確認した。しかし、情報を取得しただけでは活用には至らない。今後、取得した情報の活用に向けたシステムの拡充が必要となる。 4. 2. 介護事業者の評価 モデル運用を踏まえ、上記の検討の背景で述べた介護事業者の課題の解決につながるかの「課題解決の視点」と業務上有効な機能となっているかの「システム機能の視点」で評価を行った。 (1) 課題解決の視点での評価 現状業務調査での作業時間とモデルシステムを用いた際の作業時間の比較を別紙補足資料⑧に示す。別紙補足資料⑧で示すように、モデルシステムを用いることで、「現状業務と比較して業務の一部を効率化できる」と評価する事ができる。 (2) システム機能の視点での評価 モデル運用に参加した介護事業者からモデルシステムに対する意見を収集した。収集した意見を踏まえた課題と対応に関しては、「委託業務説明書」、「システム設計書」に示す。今後システムの実運用に向けて対応を実施していく必要がある。 5. モデル事業の評価 平成 19 年度のモデル事業の数値目標に関しては、下記に示す通り、当初の目標を達成することができた。本モデル事業の主旨を介護事業者から理解された評価できる。 また、「4. モデルシステムの評価」でも示したように、介護ネットワークシステムが「地域の要介護者に対する介護サービスの適切な提供」に向けた本町の現状課題の解決に向けた要素を持っていると評価することができる。				
	指 標	目標値	結果の数値	達成状況	計測方法・出典等
	本町への計画書の提出率向上	提出率 80%	提出率 100% ※紙媒体含む	○	本町に事業所を構える介護事業者からの提出率
	達成できなかった理由（△又は×の場合）				

注) 成果の達成状況欄には○(達成)、△(一部達成)、×(全く達成されていない)を記入すること。

注) 合計3枚まで。

＜委託業務説明書＞

1 平成19年度事業実施において明らかとなった課題

※他自治体の参考となるような論点・課題（解決できた場合はその解決方策）。

平成19年度の事業により、介護ネットワークシステムの実運用（実際の介護保険サービス業務での運用）に向けて明らかになった課題に関して示す。

なお、介護サービスは全国の自治体で同様の運用がなされているため、ここに示す課題は他地域で介護ネットワークシステムを検討する際にも同様の課題が発生するものとする。

（1）電子データと紙帳票の平行運用

介護事業者が要介護者に提供する介護サービスは、市町村単位ではなく、複数の市町村をまたがって提供される場合が殆どである。単一の市町村で、「介護ネットワークシステム」を実現してもシステムに参加していない地域の介護事業所との連携では従来通りの紙帳票での受け渡しとなる。そのため、紙と電子データの平行運用が発生し、介護事業所に業務負荷が発生する可能性がある。

（別紙補足資料⑨「紙と電子の平行運用イメージ」を参照）

（2）介護ソフト側の対応

「介護ネットワークシステム」では、介護事業者が既存で利用している介護ソフトをできる限り利用する方針としている。しかしながら、本年度のモデル事業を通じて、世の中に普及している介護ソフトの多くは、計画書・提供票のデータのエクスポート/インポート機能を有していないことを確認した。介護事業者はそれぞれの判断で介護ソフトを購入しており、1社の介護ソフトが独占的に普及している地域はまずない。本町においても複数種類、複数ベンダの介護ソフトが使用されている。そのため、「介護ネットワークシステム」を実際の業務で使用するには、少なくとも本町内の介護事業者で使用されている全ての介護ソフトのカスタマイズが必要となる。

（別紙補足資料⑩「介護ソフトとの連携イメージ」を参照）

（3）セキュリティ対策

本年度モデル事業で開発したモデルシステムは、インターネットを用いたSSL通信で介護情報（計画書・提供票）の送受信を行っている。本年度は個人情報情報を完全に取替えたサンプルデータを使用してモデル運用を行ったが、実際の介護情報を用いた実運用に向けては、十分な個人情報保護対策は必須となる。

（4）介護情報の活用

本年度のモデル事業で「介護ネットワークシステム」を用いることで、地域の介護情報（計画書・提供票）を電子データとして集約することができ、元々保険者が保有する既存の介護情報を合わせて、地域の介護サービスの需給調整や介護保険事業計画等の施策立案等の根拠データとして活用できる要素があることを確認した。

今後、集約したデータを基に「どんな活用ができるか」、「他にあれば有効な情報はなにか」を地域協議会を中心として検討する必要がある。

2 自立的・継続的運営の見込み

上記で述べているように、「介護ネットワークシステム」を実際の介護サービス業務で使用するには、検討・解決すべき課題があり、平成20年度も引き続き、課題の解決策や普及に向けた検討を実施していく必要がある。

なお、平成19年度におけるモデル運用で「介護ネットワークシステム」の有効性は確認されており、モデル運用に参加した職員からも実運用を求める声が上げられている。

そのため、実際に実運用で使うことができるようになれば、介護事業者から継続的に使用される見込みは高く、周辺市町村がシステムへの参画を希望する可能性は高い。将来的に複数の市町村がシステムに参画することで、1市町村あたりのランニングコストを抑えることができ、自立的且つ継続的に運営を行っていくことができるようになるものとする。

3 今後の展開方針

介護サービスは、全国の自治体で同様の運用となっている。そのため、「介護ネットワークシステム」を他市町村で検討した場合も、本町のモデル事業で確認したものと同様の課題が発生する。

そこで、まずは本町及び本町の介護サービス圏域をモデルとして課題の解決策の検討・対応を行い、本 ICT 利活用モデルが利用者（要介護者及びその家族）、保険者、介護事業者の受益に繋がるといった仮説を検証していく。

上記の通り、介護サービスは全国の自治体で同様の運用となっていることから、本町で検討する実運用に向けた課題の解決策は他地域にシステムの普及を行う際の参考となるものとする。

なお、検証にあたっては、実際の介護サービスに影響が発生しないように配慮して実施する。

（１）電子データと紙帳票の平行運用方法の検討

本町に事業所を構える介護事業者をモデルとして、必要なシステム機能や運用方法の検討を行う

具体的には、一定の期間「介護ネットワークシステム」を用いた運用を行い、サービス圏域をまたがってサービスを提供する際に発生する問題点を確認し、サーバ側で必要となる機能、クライアント側で必要となる機能を検討する。

（２）介護ソフト側の対応

上記（１）の検討を前提に、介護ソフトの対応として、以下の２つの対応が考えられる。なお、介護ソフトの種類は多数あるため、介護ソフト側の機能のカスタマイズについては本町で使用されている介護ソフトのみ対応を行っても他地域への展開にはつながらない。この点については、地域協議会を中心に関係機関と共に対応策を検討していく。

①介護ソフトベンダへのカスタマイズ

本町で使用されている介護ソフトの開発ベンダに対して、「介護ネットワークシステム」に対応した機能（計画書・提供票のインポート/エクスポート）の追加を依頼する。ただし、複数のベンダへの依頼が必要になるため、全ての開発ベンダから対応して頂けるとは限らない。

②モデル事業用の介護ソフトの配布

本町にて「介護ネットワークシステム」に対応した介護ソフトを用意して一定の期間そのソフトを使用して擬似運用（※）を行う。

※実際の介護サービスに影響が発生しないように考慮して実施する。

（３）セキュリティ対策

厚生労働省の各種ガイドライン及びレセプトオンライン請求や障害者自立支援システムにおけるインターネット請求等の対策を参考にして、適切な対策を実施する。

（４）介護情報の活用

介護ネットワークシステムで集約した介護情報の活用に関しては、「介護ネットワーク推進地域協議会」のメンバで「どんな活用ができるか」を検討していくものとする。

和歌山県では、「介護給付適正化計画」の検討を行っており、その中で「ケアプランチェックマニュアル」の作成を検討している。ケアマネ協会等の専門的な視点からチェックすべき項目の検討を行っており、そのチェック機能をシステムに落とし込むのは効率化や一覧性の面から有効であるとする。

また、現在厚生労働省が、要介護者への適切な介護サービスの提供に向けて計画書の確認項目や確認のポイントについての検討を行っている。厚生労働省には、本事業の検討機関である「介護ネットワーク推進地域協議会」にアドバイザーとして参画頂いている。

今後は、「介護ネットワーク推進地域協議会」を中心として厚生労働省と連携した検討を行い、適切な介護サービスの提供に向けた活用方法を検討していく。

（別紙補足資料⑪「次年度活動概要図」を参照）

注）必要な場合には補足説明図（A4判）等を添付すること。

＜システム設計書＞

1 概要

1. 1 システム開発のコンセプト

平成 19 年度に開発したモデルシステムは、本町と本町の介護事業者の連携を目的としているが、将来的なシステム利用市町村の増加を見込み、ハード・ソフトウェアの構成に関しては、拡張性を考慮した構成としている。

1. 2 システム仕様の概要

(1) システム機能要件

平成 19 年度に開発したモデルシステムでは、本町の課題解決に向けて、「介護事業者間で介護情報（計画書・提供票）を電子的に受け渡しできること」、「保険者（本町）が、サーバに蓄積した介護情報を取得できること」をシステム機能要件として、システム開発を行った。

(2) 通信方式

開発したモデルシステムは、和歌山市内の IDC（インターネットデータセンタ）に設置し、インターネットにて本町及び、本町に事業所を構える介護事業者と接続している。なお、今年度は、介護事業者の通常業務に影響を及ぼさないことを考慮し、介護事業者側には通常業務で使用する端末と別のクライアント端末を設置して接続を行っている。

なお、モデルシステムと本町及び介護事業者側に設置したクライアント端末との接続は、SSL（Secure Socket Layer）を用いた Web ブラウザでの Https 通信で行っている。サーバの SSL 証明書については、日本ペリサイン株式会社が発行した証明書を使用している。

(3) 連携メッセージ

本町及び介護事業所に設置したクライアント端末とサーバ間で送受信するデータは、保健医療福祉情報システム工業会（以下、JAHIS と表記）が「介護標準メッセージ」（XML Schema）を採用し、準拠した XML データで連携を行っている。

(4) 介護ソフトの対応

今年度協力頂いた介護事業所が使用している介護ソフトには、モデルシステムと連携を行うために必要な機能を有していなかった。そのため、既存ソフトとの連携に関しては、次年度以降の検討内容として、今年度は上記「介護標準メッセージ」に準拠したサンプルデータを用いて、開発したモデルシステムを利用することでの有効性に関して検証を行った。

2 運用結果

(1) システムの稼動に関して

モデル運用時において、開発したモデルシステムは、各作業において問題なく稼動した。

(2) システムの効果

成果報告書でも示したように、モデルシステムを用いることで、保険者に介護情報（計画書・提供票）を集約することができる。また、現在介護事業者で負荷が発生している業務の一部を改善することができる。以下に、「提供票の連携」における介護事業所の現状業務時間とモデルシステム利用時の業務時間の比較の抜粋を示す。なおモデルシステムでの運用時に扱ったファイルは現状業務で介護事業所が担当している要介護者数と同数としている。

「提供票の連携業務」における現状業務とモデルシステム利用時の作業時間の比較

#	業務内容	現状業務(紙) (※1)	モデルシステムでの運用(※2)	
			ISDN(64kbps)	ADSL(24Mbps)
1	提供票(予定)の 仕分け・提出作業	約 8.5 時間 (仕分け:8 時間、提出:0.5 時間)	約 20 分	約 15 分
2	提供票(予定)の 取得作業	現状は受け手の作業は 0 分 (紙による手渡し)	約 3 分	約 2 分
3	提供票(実績)の 仕分け・提出時間	約 2 日 (確認作業含む)	約 20 分	約 15 分
4	提供票(実績)の取得作業	現状は受け手の作業は 0 分 (紙による手渡し)	約 3 分	約 2 分

上記表で示すように、モデルシステムを利用することで、介護事業者の業務の一部を大幅に効率化することができる。現状の紙での受け渡し（手渡し・FAX）では存在しない「取得作業」（#2、#4）が新規に発生するが、数分程度であり、業務効率化の効果は大きいと言える。

（３）システム機能に対する意見

開発したモデルシステムのモデル運用を行った結果、モデル運用を実施した介護事業者から以下の要望が寄せられた。今後、システムの改修を行っていく上で十分に考慮する必要がある。

①操作性の向上

モデルシステムへのファイル登録作業におけるファイル追加作業の簡易化の要望が寄せられた。

今回開発したモデルシステムは、Web ブラウザを用いたシステムとなっており、ファイルの追加時において Web ブラウザの仕様による制限がかかる。そのため、登録するファイル選択時に複数ファイルを１度を選択することができず、１件ずつ選択する必要がある。

今後、XML の生成方式やクライアント端末とサーバ間の通信方式を検討していく必要がある。

②介護ソフトとの連携

上記「１ 概要」で示したように、今年度は既存の介護ソフトとの連携についてはモデルシステムの対象外としている。しかし当然のことながら、モデルシステムを実運用で使用するためには、介護ソフトとの連携が必須であり、実現を求める要望が寄せられた。モデル運用でも、介護ソフトとの連携が実現すれば、介護事業者の業務が効率化することは確認されており、今後実現に向けての対応が必須となる。

３ 課題・改修の必要性

平成 19 年度のモデル運用を踏まえ、介護ネットワークシステムの実運用及び有効活用に向けて、以下の対応が必要となる。

（１）サーバシステム機能の改修

①セキュリティ対策の実施

個人情報の入った実際のデータでの運用に向けて必要なセキュリティ対策を検討し、システムに反映させる。

②操作性の向上

介護事業者側のクライアント PC から XML データを登録する際の登録方法の見直しを行い簡易な方法でデータ登録を実施できるようにする。

（２）介護ソフトの対応（連携ツールの開発）

介護事業者が既存で使用している介護ソフトと介護ネットワークシステムを連携させる「連携ツール」の開発を行う。開発に当たっては、データ変換機能だけでなく、簡易な表示・編集機能を備える事で、使用している介護ソフトが必要な機能を有していない介護事業者もシステムに参加できるように工夫する。

なお、サーバシステムと同様に利用者の利便性を考慮した検討を行うものとする。

(3) 保険者確認ツールの開発

平成 19 年度に開発したモデルシステムでは、保険者はデータ取得のみで、具体的な介護情報の活用には至っていない。

今後、保険者が集約した情報を有効に活用していくためには、分析方法を検討し、それを容易に行うための「確認ツール」が必要となる。「確認ツール」には、介護ネットワークシステムから取得したデータのイメージ表示や検索・抽出といった機能に加え、地域協議会で検討した分析機能、要介護者やその家族に対する情報提供帳票の作成機能等の実装が想定される。

4 その他

※該当する場合に記入

(1) 活用したネットワーク種別・伝送速度

平成 19 年度のモデルシステムで使用したネットワーク種別と伝送速度を示す。介護事業者と IDC の伝送は、ISDN (64kbps) を用い、本町役場と IDC の伝送では、ADSL (24Mbps) を用いた。

#	利用場所	ネットワーク種別	伝送速度
1	本町役場	ADSL	24Mbps
2	介護事業所	ISDN	64kbps

(2) 関連する既存の情報通信システムとの連携状況

今年度のモデルシステムでは範囲外としたが、介護事業者が業務で使用している介護ソフトとの連携は、実運用に向けて必須事項である。この対応に関しては、次年度以降対応する。

なお、現在の介護ネットワークシステムは、本町が運用している介護事務処理システム等の既存システムとの連携は想定していない。介護情報の活用等の検討を進め、必要性があれば、既存システムとの連携も視野に入れた検討を行う。

(3) 地域情報プラットフォームへの準拠の有無

今年度開発したサーバシステムは、地域情報プラットフォーム仕様で規定されている XML を連携メッセージとした仕様となっている。今後、システムの利便性や普及の観点から、介護事業者の状況も考慮しながら SOAP 通信の適用に関しても検討していく。

5 システムの詳細

※ネットワークイメージ図、システム構成図（ハード・ソフト）、システム運用図、データ定義書、ソフト要件定義書、データベース設計書等の添付必須（添付のみでも可）

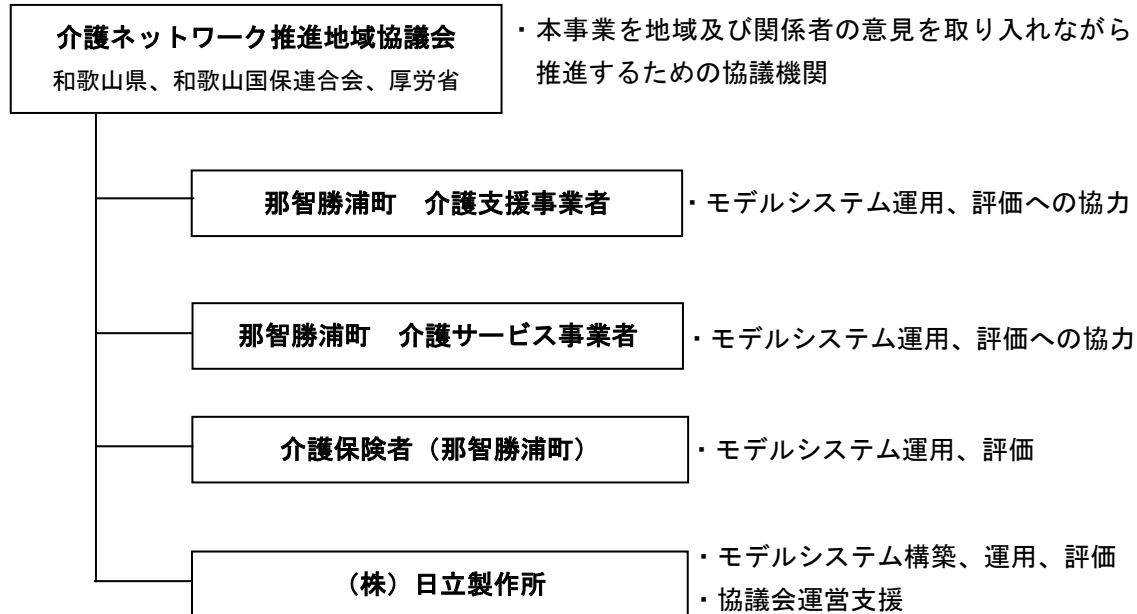
※添付の「システム設計書」を参照

注) システム関係の添付印刷物は 1 部のみ提出。必要な場合には補足説明図 (A4 判) 等を添付すること。

＜実施体制説明書＞

1 実施体制 ※ 図を用いるなど、提案する事業の実施体制を分かりやすく記入。

本事業は、「介護ネットワーク推進地域協議会」を中心に運営方法等を検討して事業を推進している。「介護ネットワーク推進地域協議会」には、和歌山県、和歌山県国保連合会も検討メンバーとして参加し、アドバイザーに厚生労働省介護保険課にも参画頂いている。「介護ネットワーク推進地域協議会」のメンバーは今後も拡充していく予定である。



2 各主体の役割

NO	名 称	役 割
1	介護ネットワーク推進地域協議会	介護サービスの給付適正化に向けた分析項目検討、介護ネットワークシステムの適用範囲の拡大に向けた展開方法の検討 等 【和歌山県】 推進方法の検討、次年度以降の参加団体の調整 等 【和歌山国保連合会】 給付分析等に関する情報提供・評価 等 【厚生労働省（介護保険課）】 給付適正化に関するアドバイザー
2	那智勝浦町 介護支援事業者	計画書・提供票データの登録、取込などモデルシステム利用、評価への協力および現状調査への協力 等
3	那智勝浦町 介護サービス事業者	計画書・提供票データの登録、取込などモデルシステム利用、評価への協力および現状調査への協力 等
4	介護保険者（本町）	事業の実施者としてシステムの運用、評価
5	(株)日立製作所	システムの検討、モデルシステム構築、協議会運営支援、システム運用方法検討、モデルシステム運用・評価 等

注）必要な場合には補足説明図（A4 判）等を添付すること。

注）協議会の開催要項・議事要旨を添付。

事業実施進行表

※具体的な実施内容を記入のこと。

実施内容	平成 19 年						平成 20 年		
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
イベント (協議会等)					▲ 第 1 回協議会	▲ 中間報告		▲ 第 2 回協議会	▲ 第 3 回協議会
事前準備 (～10 月)									成果報告
協議会の 立ち上げ									
平成 19 年度 事業計画の作成									
システム仕様の 検討・設計									
システムの 開発・設置									
介護ソフト ベンダの調整									
モデルシステム の運用									
モデルシステム の評価									
介護事業者の 現状業務調査									
モデル事業 の評価									
平成 20 年度の 事業検討									